

前橋市放課後児童クラブ運営業務仕様書

※ 内については、地域運営委員会から運営承継する場合のみ適用する内容です。

1	業務名及び児童クラブ名	仕様書別紙のとおり
2	所在地	
3	定員及び専用区画等	
4	委託期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 一年契約（更新可）
5	利用者	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に就学している児童（以下「放課後児童」という。）</p> <p>ただし、健全育成上特に指導を要する児童も対象とすることができる。</p> <p>※市外の小学校に就学している放課後児童にあつては、当該児童クラブの収容人数に余裕がある場合に限り、本事業の対象児童とすることができる。</p>
6	法令順守等	<p>放課後児童クラブは次の法令、条例等を遵守し運営すること</p> <p>① 児童福祉法等その他の関係法令</p> <p>② 放課後児童クラブ運営指針（厚労省）</p> <p>③ 前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>④ 前橋市放課後児童健全育成事業実施要綱</p>
7	業務委託内容	<p>① 入所児童の安全管理、健康管理、生活指導、遊び等の指導</p> <p>② 保護者との連携</p> <p>③ 学校との連絡調整</p> <p>④ 地域の関係機関、団体との連絡調整</p> <p>⑤ おやつ購入、提供</p> <p>⑥ 施設、附属設備及び物品の保全</p> <p>⑦ 施設内の清掃および環境整備</p> <p>⑧ 出席簿や指導日誌の作成</p> <p>⑨ 児童クラブの入会受付及び入会決定に係る諸業務</p> <p>⑩ その他事業の運営に必要な業務</p>
8	開所日時及び休日	<p>放課後児童クラブの開所日時及び休日は下記を基準とし、同等又は同等以上の保育を行うこととし受託者が設定する。</p> <p>① 開所日時</p> <p style="padding-left: 20px;">ア) 平日：午前10時から午後8時まで</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 土曜日及び長期休暇：午前7時30分から午後8時まで</p> <p>② 休所日</p> <p style="padding-left: 20px;">ア) 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) その他必要と認める日</p> <p>学校諸行事に伴う振替休日は別として開所するものとする。</p>

9	利用料等	<p>入会児童の利用料は下記の金額を基準とし、同額又は同額以下で受託者が設定する。</p> <p>*月額13,500円（副食費、教材費等含む）</p> <p>地域運営委員会方式からの移行に伴い、令和4年度からの新規利用児童について適用し、令和3年度在籍児童については月額8,000円据置きとし、その差額を市が委託料に上乗せする。</p> <p>*延長保育料 1回500円</p> <p>*生活保護受給世帯児童については全額減免とし、児童扶養手当受給世帯児童については半額減免とすること。</p> <p>*上記のほか、「ひとり親家庭」および「2人以上入会の場合の2人目以降」についても、保育料の減免対象とすること。</p>
10	支援員配置人数	<p>支援の単位毎に放課後児童支援員2名配置を基本とする。</p> <p>このほか必要に応じてパートや臨時的任用職員を適正数配置し、安全な体制づくりを行うこと。また、障害児等特別な支援を必要とする児童に対応する必要がある場合には、補助指導員を加配し対応する。</p> <p>地域運営委員会方式からの移行に伴い、令和3年度に地域運営委員会が雇用する常勤の支援員の継続雇用を条件とします。</p>
11	業務委託料	<p>放課後児童健全育成事業費等国庫補助の基準額に準じて算出。</p> <p>（参考）令和3年度委託料</p> <p>登録児童数40人、1支援単位、開所日数250日以上の場合 年間 約6,300,000円</p> <p>障害児の受け入れにあたり、専門的知識を有する職員を配置する場合等、ほかに加算あり。</p> <p>令和3年度在籍児童については月額8,000円据置きとし、新運営者が設定した料金との差額を市が委託料に上乗せする。</p>
12	その他業務	<p>運営承継する児童クラブについては、令和4年度入所準備及び運営承継を適切かつ円滑に行うこと。</p> <p>①令和4年度に向けた運営準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度入所準備 ・保護者説明会 ・継続雇用する支援員等への指導・研修 ・保護者へのアンケート調査 <p>②運営承継に当たって必要となる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域運営委員会の令和3年度決算事務 ・令和3年度各補助金の実績報告 ・地域運営委員会の清算事務 ・各種公共料金等に係る口座変更手続き等事務 <p>②については現支援員が担当しますが、適宜サポート体制を構築してください。</p>